

浄土宗共済会 福祉共済制度とは

福祉共済制度は浄土宗が相互扶助の精神により互助共済することを目的とした制度です。会員は69歳まで毎年年会費を納入し、70歳に達した時、もしくは70歳未満で死亡された時にそれまで納入いただいた加入年数に応じた金額を給付します。

会費

入会金 20,000 円（入会年度のみ必要）

年会費 25,000 円

加入資格

本宗教師は義務加入、寺族は任意加入（20歳以上、70歳未満）

※寺族で加入を希望される方は「福祉共済加入申込書」を送付しますので、浄土宗共済会（総務部内）までご連絡ください。

受給資格

会員が70歳に達した時、もしくは70歳未満で死亡した時

給付金額

加入年数（年会費の納入回数）に応じて給付額が決定

（パンフレットの給付額表をご参照ください。）

申請方法

会員の70歳になる誕生日月に本人へ申請書をお送りいたします。

70歳未満で死亡の場合は、死亡届受理後に申請書をお送りいたします。

給付方法

会員が指定する本人の口座をご指定いただき、給付金額を給付いたします。

死亡給付

70歳未満で死亡の場合は、順位指定書の最上位者に上記の給付金額と弔慰金として50,000円をあわせて給付いたします。

順位指定書

順位指定書はパンフレットに添付しております。会員が70歳未満で死亡された場合に、本人に代わって受給される方を指定していただきます。最大で第3位までご指定が可能で、指定順位の上位の方が受給者となります。福祉共済にご加入時、または記載事項に変更が生じた場合は必ずご提出ください。

死亡給付にかかる給付方法

生前にご提出いただいている順位指定書をもとに上位の方が受給者となります。

受給者は個人名義の口座をご指定ください。

順位指定書未提出の場合

生前に順位指定書をご提出いただいていない会員の死亡給付に関しては、法定相続人全員の署名捺印のある遺産分割協議書をご提出いただき、相続人を決定していただきます。（全員分の印鑑証明が必要となります）

相続人は個人名義の口座をご指定ください。

返金

僧籍・寺族登録削除時、本人の申し出により返金請求ができます。

パンフレット

パンフレットのダウンロードはこちら

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105